

平成23年6月 財務部経理課

世田谷区と契約を行うみなさまへ

## 車両を使用する際における低公害車使用の促進について

世田谷区では事業活動に伴う環境負荷の低減のための取り組みを進めております。世田谷区と契約を行うみなさまにおいては、契約を履行するために車両を使用する際は、以下の点にご協力いただきますようお願いいたします。

### ○ 対象となる契約

世田谷区における全ての契約

### ○ 使用する車両

電気自動車、天然ガス車、九都県市指定・国土交通省指定のガソリン車・LPG車等の低公害車を使用するよう努めてください。

### <問い合わせ>

経理課契約係 03-5432-2145～2152、2435、2436

教育総務課経理係 03-5432-2655、2656